Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

はかりの定期検査のお知らせ

川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター　計量検査係

計量法に基づき、取引又は証明に使用しているはかりは、２年に１度の定期検査を受けていただく必要があります。

定期検査の実施時期（区によって時期が異なります）

奇数年（令和７年、９年…）

川崎区　幸　区　中原区

偶数年（令和６年、８年…）

高津区　宮前区　多摩区　麻生区

受　検　方　法

川崎市では、「(公社)神奈川県計量協会」を指定定期検査機関に指定して、はかりの定期検査を実施しています。検査は、神奈川県計量協会の職員が、はかりを使用している場所に訪問して行います。

※訪問前に、神奈川県計量協会から、検査実施についてのお知らせを送付いたします。

はかりの検査手数料の例（はかりの能力によって異なります）

電気式

（例）1,400 円

機械式

（例）500 円

分銅

１個につき 10 円

※はかりの検査手数料は、検査時にお支払いください。

※最小目盛（１間隔または１目盛の値）がはかりの能力の１万分の１未満のものは上記手数料の２倍の額となります。
（例）能力が３００ｇで１間隔が 0.01g の電気式はかりは検査手数料が 2,800 円になります。
その他詳しい手数料の金額については、以下の問合せ先までお問合せ下さい。

※はかりの定期検査についての詳しい内容は、以下の問合せ先までお問合せ下さい。

消費者行政センター計量検査係	〒210-0006　川崎市川崎区砂子 1-8-9　川崎御幸ビル５階 TEL　044-200-5640　　FAX　044-244-6099
(公社)神奈川県計量協会	〒221-0062 横浜市神奈川区浦島丘４（神奈川県計量検定所内） TEL　045-401-2711　　FAX　045-433-4177

【以上の定期検査を受検できない場合は…】

定期検査に代わる計量士による検査（代検査）制度を御利用ください。

※代検査の受検を希望される場合は、以下の問合せ先までお問合せ下さい。

川崎市計量協会	〒212-0013　川崎市幸区堀川町 66-20（川崎市産業振興会館内） TEL・FAX　044-277-7601※令和６年４月に電話番号変更予定

はかりの主な定期検査手数料表

区分	種類	能力	金額
１	直線目盛の指示はかり		２５０円
	棒はかり		２６０円
２	一般的機械式はかり	ひょう量が１００kg 以下のもの	５００円
		ひょう量が２５０kg 以下のもの	９００円
		ひょう量が５００kg 以下のもの	１，５００円
		ひょう量が１ｔ以下のもの	２，１００円
３	電気式はかり	ひょう量が１００kg 以下のもの	１，４００円
		ひょう量が２５０kg 以下のもの	１，８００円
		ひょう量が５００kg 以下のもの	２，２００円
		ひょう量が１ｔ以下のもの	３，１００円
４	分銅・定量増おもり	１個につき	１０円

［川崎市手数料条例（平成１２年４月１日施行）による］

区分１例	区分２例	区分３例	区分４例

１．「ひょう量」とは、そのはかりの計れる最大能力をいいます。
２．最小目盛（１間隔または１目盛の値）、または表記された感量がひょう量の１万分の１未満のものは上記手数料の２倍の額となります。
３．棒はかりの手数料は、定量おもり１個（１０円）を含みます。
４．その他御不明な点は、消費者行政センター計量検査係へお問合せ下さい。